雇用保険のしおり

≪ご活用ください≫



このしおりは、

雇用保険制度のあらましを説明したものです。 詳しくは、最寄りのハローワークにお気軽に お問い合わせください。

被保険者証は大切に保管しましょう

雇用保険に加入しますと、被保険者番号が記載された 雇用保険被保険者証及び雇用保険被保険者資格取得等確 認通知書(被保険者通知用)が交付されます。交付がな い場合は事業主へご確認ください。

被保険者番号は、個人の固有の番号で、転職された場合もこの番号を使用します。何らかの事情で失業し失業等給付を受ける場合、雇用保険の被保険者として雇用されていた期間によって給付日数が決定されますが、証書は雇用保険に加入していた期間を確認するための書類ですから、大切に保管してください。

県内のハローワーク

(平成30年4月現在)

ハローワーク	所在地	TEL
山形	〒990-0813 山形市桧町2-6-13	TEL 023-684-1521
米 沢	〒992-0012 米沢市金池3-1-39	TEL 0238-22-8155
酒田	〒998-8555 酒田市上安町1-6-6	TEL 0234-27-3111
鶴岡	〒997-0013 鶴岡市道形町1-13	TEL 0235-25-2501
新庄	〒996-0011 新庄市東谷地田町6-4	TEL 0233-22-8609
長 井 〒993-0051 長井市幸町15-5		TEL 0238-84-8609
村 山	〒995-0034 村山市楯岡五日町14-30	TEL 0237-55-8609
寒河江	〒991-8505 寒河江市西根字石川西340	TEL 0237-86-4221

山形労働局職業安定部職業安定課

〒990-8567 山形市香澄町3-2-1山交ビル3F TEL.023(626)6109

http://yamagata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

厚生労働省HPに雇用保険のQ&Aを 掲載しておりますので、ご覧ください。

【URLはこちら】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html



雇用保険とは

①雇用保険とは

雇用保険は、働いているみなさまが失業した場合や 育児・介護のために働き続けることが困難となった場 合等に、必要な給付を行い、生活及び雇用の安定を図 るとともに、再就職及び雇用の継続を援助する制度で す。

②被保険者とは

個人経営の農林水産業以外の事業所に1週20時間以上かつ31日以上勤務する雇用契約で働く場合、年齢に関係なく原則として全て被保険者となります。但し、65歳未満の方は**一般被保険者**となり、65歳以上の方は**高年齢被保険者**となります。両者の違いは、離職後に雇用保険の給付を受ける場合、前者が基本手当、後者が高年齢求職者給付金(一時金)となるということです。※裏面参照。なお、季節的業務に雇用される方は、上記の被保険者となりませんが、1週30時間以上かつ4か月以上の雇用見込みがある場合に限り**短期特例保険者**となります。

※給与に対する雇用保険料率 (平成29年4月1日から適用)

	被保険者	事業主	合計
一般の事業	3/1000	6/1000	9/1000
農林水産・清 酒製造の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	12/1000

教育訓練給付とは

	一般教育訓練	専門•実践教育訓練	
支 給 対 象 者	・受講開始日におい て雇用保険の被保険 者として雇用が3年以上に ある方 ・離職された方は離 職日から受講開始日 まで1年以内であり、 かつ、離職以前の被 保険者期間が3年以 上ある方	・受講開始日において雇用保険の被保険者として雇用保険の被保険者として雇用されていた期間が3年以上ある方・講座開始1カ月前までに、キャリアコンサルティングを受け、ジョードの交付を買いで受け、カーワークの窓口で受格決定確認書の交付を受けることか必要	
初めて受 給する場 合	受講開始日において 雇用保険の一般被保 険者として雇用され ていた期間が1年以上	受講開始において雇用保 険の被保険者として雇用 さていた期間が2年以上	
支給額 (受講者 が払った 訓練経費 ×右欄の 割合	20%	50% (受講終了日から1年以 内に資格取得し、かつ、 被保険者として雇用され た又は雇用されている場 合には20%を追加支 給)	
支給額の 上限 10万円		40万円/年 (上記20%の追加支給 を受けた場合にあっては 56万円/年)	
支給対象 受講期間	最長1年	原則2年 (資格につながる場合は 最長3年)	

求職者給付とは

①失業した場合には求職者給付

基本手当は、一般被保険者が対象であり、**高年齢求職者給付金**は、高年齢被保険者が対象となります。いずれも離職し、再就職の意思及び能力がありながら再就職できない場合に受給できます。

日額は、退職前の6カ月の賃金を基礎に計算した平均賃金日額の5割から8割(60歳以上の方は4.5割~8割)で、賃金の低い方ほど高い率になります。

•自分の都合・定年等で離職された方 (65歳未満で離職した方) 離職の日以前2年間に<u>被保険者期間</u>が通算して12カ月以上 あること。

▼

雇用保険加入期間のうち、離職の日から遡った1カ月ごと に区切った期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以 上ある完全月を1カ月と計算します。

被保険者で あった期間	10年 未満	10年以上 20年未満	20年以上
受給日数	90日	120日	150日

•**倒産解雇等の理由により離職された方**(65歳未満で離職者した方) 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6カ月 以上または離職の日以前2年間に12カ月以上あること。

被保険者であった期間区分	1年 未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年 以上
30歳 未満		90日	120日	180日	_
30歳 ~34歳	90日	120日	180日	210日	240日
35歳 ~44歳		150日	160Д	240日	270日
45歳 ~59歳		180日	240日	270日	330日
60歳 ~64歳		150日	180日	210日	240日

(注意)この表は平成29年4月1日以降に離職された方から適用されます。 ・就職困難な方(障害者手帳をお持ち方等)65歳未満で離職の方

被保険者で あった期間 区分	1年 未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年 以上	
45歳未満	150日	300日				
45歳~64歳	130日	360日				

受給期間は、離職した日の翌日から1年間です。

なお、病気やけが、妊娠等やむを得ないと認められる 場合には、事前に申請することにより最高3年間、受給期間を延長することができます。

退職後、みなさまの住所又は居所を管轄するハローワークに離職票(退職時に会社より交付)を提出し、求職の申込みを行い受給資格決定を受けなければなりません。その後、4週間に一回、失業の状態であったか確認を受け、失業している日について基本手当を受給できます。

また、受給資格決定後、7日間の待期期間が経過した後に受給開始となります。なお、自分の都合等により離職された方は、3カ月の給付制限期間が経過した後に受給開始となります。

■高年齢求職者給付金(一時金) 65歳以上で離職した方

被保険者であった 期間	1年未満	1年以上
受給日数	30日分	50日分

〈就職促進給付〉

受給者の方が所定給付日数の1/3以上の日数を残して安定 した仕事についた場合、または事業を開始した場合に再 **就職手当**が受給できます。また、再就職手当を受けた方 で、再就職先に6カ月以上雇用され、再就職先の賃金が、 離職前の賃金より低い場合、就職促進定着手当を受給でき ます。さらに、受給者の方がハローワークの紹介によって 遠方に転居する場合、交通費その他の**移転費**、ハローワー クの紹介によって遠方の事業所の求人に応募した場合、交 通費や宿泊費の相当額である広域水職活動費、教育訓練給 付(※裏面参照)の支給要件を満たさない雇用保険受給者 が、ハローワークの職業指導により1カ月未満の訓練等を 受けた場合に**短期訓練受講費**、雇用保険受給者が求人者と 面接したり、教育訓練を受講する等のため保育サービスを 利用した場合に、水職活動関係役務利用費が支給されます。 ※就職促進給付の支給を受けるためには、一定の条件があ りますので詳しくはハローワークにお問い合わせください。

①高年齢雇用継続給付金

高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者であった期間が通算して5年以上ある60歳以上65歳未満の一般被保険者で、各月の賃金が60歳時点の各月に支払われていた賃金の75%未満に低下した場合等、一定の要件を満たした場合に65歳に達するまで支給されます。

各月の支給額は、再就職先で支払われた賃金の最高15%を 限度としています。

高年齢再就職給付金は、失業し基本手当を受給中に60歳以上65歳未満で、1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる一般被保険者として再就職した場合において、再就職後各月に支払われある賃金が基本手当の基準となった賃金日額の30日分の額の75%未満となった場合で、支給残日数が100日以上ある場合等一定の要件を満たした場合に最長2年間、65歳に達するまで支給されます。

各月の支給額は、再就職先で支払われた賃金の最高15% を限度としています。

②育児休業給付金

育児休業を開始した日の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が通算して12カ月以上ある被保険者が、基本的に1歳未満の子を養育するために「育児休業」を取得した場合で、支給単位期間に就業している日数が10日以内(10日を超えても就業時間が通算80時間以下)であることや支給された賃金が休業開始時の賃金額の80%未満であるあること等の要件を満たした場合に支給されます。

各月支給単位期間の支給額は、休業開始から180日目までは、休業開始時賃金月額の最大67%、181日目以降は50%になります。

③介護休業給付金

介護休業を開始した日の前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が通算して12カ月以上ある一般及び高年齢被保険者が負傷、疾病または身体上や精神上の障害により2週間以上にわたり常時介護を必要とする家族を介護するために「介護休業」取得した場合で、支給単位期間に就業している日数が10日以下で支給された賃金が休業開始時賃金額の80%未満である場合等の要件を満たした場合に支給されます。各月支給単位期間の支給額は、休業開始時賃金月額の67%になります。但し、受給できる期間は最大で3カ月です。

※雇用継続給付の支給申請等の手続は、基本的に事業主を通 して行いますが、各雇用継続給付金に係る上限金額、支給申請期 間、離職した場合等不明な点は、最寄りのハローワークにお問い 合わせください。

(30.4)